大阪府規則第四十一号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年大阪府規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の配置の基準）第三条　（略）　一―四　（略）　五　栄養士又は管理栄養士　入所定員が百以上の介護医療院にあっては、一以上　六―八　（略）２　（略）３　介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。４・５　（略）（衛生管理等の措置）第八条　（略）２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（準用）第十四条　第七条から第九条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十六条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十六条」と、第八条第一項中「第三十三条第二項第三号」とあるのは「第五十五条において準用する第三十三条第二項第三号」と、第九条中「第四十条第一項第三号」とあるのは「第五十五条において準用する第四十条第一項第三号」と読み替えるものとする。　　　附　則（施行期日）１　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。（経過措置）２　病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第三号ロ及び第十条第二号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。 | （従業者の配置の基準）第三条　（略）　一―四　（略）　五　栄養士　入所定員が百以上の介護医療院にあっては、一以上　六―八　（略）２　（略）３　介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）及びユニット型介護医療院を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。４・５　（略）（衛生管理等の措置）第八条　（略）（準用）第十四条　第七条から第九条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十六条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十六条」と、第八条中「第三十三条第第二項第三号」とあるのは「第五十五条において準用する第三十三条第二項第三号」と、第九条中「第四十条第一項第三号」とあるのは「第五十五条において準用する第四十条第一項第三号」と読み替えるものとする。　　　附　則この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（ユニットの定員等に係る経過措置）

５　当分の間、改正省令第十三条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十五条第二項第一号イ⑵の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、第九条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第三条第一項第二号及び第三号並びに同条第五項第二号並びに第十三条の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。